

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（1）川崎市緊急経済対策（経済労働局所管分）について

- 資料 1 川崎市緊急経済対策（経済労働局所管分）
資料 2 事業内容説明書
資料 3 中小企業等の資金繰りの円滑化について
資料 4 「川崎じもと応援券」の概要
資料 5 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少する
小規模事業者に対する給付金の制度概要（案）
- 参考資料 市内経済の状況について

経済労働局

令和2年5月22日

川崎市緊急経済対策 (経済労働局所管分)

Ⅱ 生活を守る 市民生活の安心と雇用対策を行います。

A. 実施済

- 7 新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方向けの特別電話就業相談窓口の設置〔経済労働局〕市

Ⅲ 経営を守る 事業者の事業継続を支援します。

A. 実施済

- 4 テイクアウトやデリバリーが可能な市内店舗の市ホームページへの掲載〔経済労働局〕市
- 5 卸売市場における売上が減少している場内事業者への施設使用料等の猶予〔経済労働局〕市
- 8 中小企業等の資金繰り支援（保証料ゼロ・実質無利子）〔経済労働局〕国市
- 9 中小企業等に対する様々な支援メニューの活用サポート〔経済労働局〕市
- 10 雇用を守るための支援相談窓口の設置〔経済労働局〕市

B. 速やかに実施

- 1 中小企業等に対するテレワークの導入を促進〔経済労働局〕市
- 2 中小企業等の飲食店やサービス事業者等での消費を喚起するため独自のプレミアム付き商品券「川崎じもと応援券」を発行〔経済労働局〕市
- 3 飲食店やサービス事業者等に対して、多様な販売手法やネットワークサービスへの参入を支援〔経済労働局〕市
- 8 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している小規模事業者に対して支援金を給付〔経済労働局〕市

国：国の緊急経済対策等の国制度を活用して実施するもの

市：市独自の事業として実施するもの

II 生活を守る 市民生活の安心と雇用対策を行います。(実施済)	III 経営を守る 事業者の事業継続を支援します。(実施済)		
取組名	II-A-7 新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方向けの特別電話就業相談窓口の設置	III-A-4 テイクアウトやデリバリーが可能な市内店舗の市ホームページへの掲載	III-A-5 卸売市場における売上が減少している場内事業者への施設使用料等の猶予
目的・概要	「キャリアサポートかわさき」において、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方の就業支援のため、特別電話就業相談窓口を設置する。	川崎市内でテイクアウトやデリバリーに取り組んでいる飲食店や外食が難しい市民を応援するため、市民有志による飲食店応援サイトのPRと、テイクアウトやデリバリー対応の飲食店リストの作成を実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による市内飲食店等の売上の減少に伴い、北部市場及び南部市場の事業者の経営にも大きな影響が生じている。こうしたことから、市場機能の維持を図るため、売上が減少している場内事業者の市場使用料及び光熱水費の支払い猶予の措置を行う。
具体的な支援内容	<p>1、新型コロナウイルス感染症の影響等により離職し、求職中の方々の就職活動における悩みや相談等に対応するため、キャリアカウンセラーが無料で対応します。</p> <p>2、離職後の就職活動について何から始めればよいか分からない、自分に適している仕事の探し方、求人等の状況等、就職活動に関する相談全般をフリーダイヤルでお受けします。</p> <p>・受付時間：9：00～17：00 (土・日・祝日は休み)</p> <p>・相談時間：1回あたり20分程度</p> <p>※求人の紹介、履歴書の個別添削、面接対策指導等の相談については、感染拡大防止のために現在休止している「キャリアサポートかわさき」の対面業務が再開してからの対応となります。</p>	<p>1、市民有志による飲食店応援サイトの掲載 テイクアウトやデリバリーに対応している飲食店を応援しているサイトを区ごとに整理して市ホームページで4月17日より紹介。 ※5月15日時点 公開サイト 26サイト</p> <p>2、テイクアウトやデリバリー可能な飲食店リストの作成・公開 店舗オーナーからの情報提供に基づき、テイクアウトやデリバリー可能飲食店舗のリストを公開。 ※5月15日時点 約190店舗を掲載 リスト情報をオープンデータとして公開 オープンデータを活用したサイトが2つ開設</p>	<p>1、支払いを猶予する対象 市又は指定管理者に納付している市場使用料(施設使用料、売上高割使用料)、光熱水費(電気料、水道料)</p> <p>2、猶予期間 令和2年5月分 (6月以降の取扱いは状況を見ながら検討) 北部市場 最長令和3年3月までの猶予 南部市場 最長令和2年10月までの猶予</p> <p>3、対象事業者 次の(1)、(2)の両方に該当する事業者(卸売業者・仲卸業者・関連事業者) (1)売上が前年同月比5%以上減少している事業者 (2)2か月以上の使用料等を滞納していない事業者 ※南部市場においては指定管理者制度を導入しているため、指定管理者に協力をいただきながら、北部市場での同取組に準じて実施をする。</p>
対応状況・今後の予定	<p>5月7日「特別電話就業相談窓口」を「キャリアサポートかわさき」内に開設</p> <p>5月20日 終了時点で18件の相談を受け付け</p>	<p>4月17日 市民有志による飲食店応援サイト情報の掲載(随時更新)</p> <p>4月20日 飲食店リスト登録開始</p> <p>4月22日 飲食店リスト公開開始(随時更新)</p> <p>4月28日 リストオープンデータ公開(随時更新)</p>	<p>5月分について、5月7日から5月13日まで、北部市場管理課又は南部市場指定管理者で受付。</p> <p>・北部市場 23件 ・南部市場 1件</p> <p>6月以降の取扱いは状況を見ながら検討</p>

事業内容説明書

Ⅲ 経営を守る 事業者の事業継続を支援します。(実施済)

Ⅲ 経営を守る 事業者の事業継続を支援します。(実施済)														
取組名	Ⅲ-A-8 中小企業等の資金繰り支援（保証料ゼロ・実質無利子）	Ⅲ-A-9 中小企業等に対する様々な支援メニューの活用サポート	Ⅲ-A-10 雇用を守るための支援相談窓口の設置											
目的・概要	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける市内中小企業者等の資金繰りを支援するため、利子補給制度の創設や保証料補助予算の増額、預託金の積み増し等を行う。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている多くの市内中小企業等が、本市、国、県等が提供する支援メニューを網羅的に把握できるようにするとともに、活用可能な支援メニューの案内や専門家を活用した伴走支援を行う。	雇用の維持に悩む経営者や雇用環境に不安を抱える労働者に専門家が無料で支援を行う窓口を設置します。											
具体的な支援内容	<p>1、新型コロナウイルス感染症対応資金 対象要件 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>売上減</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む、小規模に限る）</td> <td>売上高等前年同月比▲5%</td> <td>保証料ゼロ 無利子（当初3年）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中小・小規模事業者</td> <td>売上高等前年同月比▲5%</td> <td>保証料1/2</td> </tr> <tr> <td>売上高等前年同月比▲15%</td> <td>保証料ゼロ 無利子（当初3年）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※利子補給の対象となる融資上限額は3,000万 ※無担保。据置期間5年以内 ※利子補給期間は当初3年間</p> <p>2、信用保証料補助 市内中小事業者が事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、信用保証料について補助を行う。 （既存予算の増額）</p> <p>3、預託金 金融機関に対し融資原資の一部として無利子で預け入れ、これにより低利子融資を実現し、中小企業の経営や成長を支援する。 R2年度予算（当初） 19,020,000千円 R2年度補正予算 15,000,000千円</p>	対象者	売上減		個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む、小規模に限る）	売上高等前年同月比▲5%	保証料ゼロ 無利子（当初3年）	中小・小規模事業者	売上高等前年同月比▲5%	保証料1/2	売上高等前年同月比▲15%	保証料ゼロ 無利子（当初3年）	<p>1、川崎市ホームページの「新型コロナウイルス感染症総合ページ」に、本市、国、県の支援メニューを一覧にした「新型コロナに関連した中小企業支援策について（事業者の皆さまへ）」のページを構築し、事業者が自ら支援メニューを容易に探すことが可能となるようにする。</p> <p>2、市産業振興財団によるサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な相談手法のニーズに対応するため、電話での対応の他、メールやリモートでの対応なども行う。 ワンデイ・コンサルティングの専門家等が様々な支援メニューの中から相談者のニーズに応じて適切な支援メニューを案内する。 必要に応じて、申請や手続きに不慣れな事業者に対しては、申請のサポートも行い迅速に支援が受けられるようにする。 	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用の維持に悩む経営者や、不安定な雇用環境に不安を抱える労働者の方に対して、社会保険労務士が無料で電話による相談支援を行う窓口を設ける。</p> <p>特に経営者については、雇用の維持にあたり雇用調整助成金等の国の助成金の活用が有効な方策ではあるが、申請の複雑さや煩雑さから活用を敬遠する動きもあることから、助成金活用にあたっての申請支援としての機能も果たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 受付時間：9：00～17：00 （土・日・祝日は休み） 相談時間：1回あたり30分程度
対象者	売上減													
個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む、小規模に限る）	売上高等前年同月比▲5%	保証料ゼロ 無利子（当初3年）												
中小・小規模事業者	売上高等前年同月比▲5%	保証料1/2												
	売上高等前年同月比▲15%	保証料ゼロ 無利子（当初3年）												
対応状況・今後の予定	<p>5月1日から金融機関にて事前相談を開始</p> <p>5月15日から制度運用開始</p>	<p>ホームページ（新型コロナに関連した中小企業支援策について（事業者の皆さまへ））については、4月27日に公開済み。</p>	<p>5月7日 既存の働き方改革支援事業での相談窓口を拡充し、速やかに相談窓口を開設</p> <p>5月20日 終了時点で53件の相談を受け付け</p> <p>6月 補正予算の提出を予定（既存予算の増額）</p>											

事業内容説明書

Ⅲ 経営を守る 事業者の事業継続を支援します。(速やかに実施)

Ⅲ 経営を守る 事業者の事業継続を支援します。(速やかに実施)				
取組名	Ⅲ-B-1 中小企業等に対するテレワークの導入を促進	Ⅲ-B-2 中小企業等の飲食店やサービス事業者等での消費を喚起するため独自のプレミアム付き商品券「川崎じもと応援券」を発行	Ⅲ-B-3 飲食店やサービス事業者等に対して、多様な販売手法やネットワークサービスへの参入を支援	Ⅲ-B-8 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している小規模事業者に対して支援金を給付
目的・概要	新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、テレワークを導入する市内中小企業者に対し、環境整備に必要となる費用を助成します。	国が給付する特別定額給付金の給付にあわせて、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促し、市内循環を図ることで、早期の経済回復を目的とした「川崎じもと応援券」の発行を行う。	テイクアウトやデリバリーなどの販売手法やネットサービスの提供などに取り組む飲食店やサービス事業者等に対して支援する。	新型コロナウイルス感染症により、飲食、サービス等を中心に、市内事業者は大きな影響を受けている。本市では、事業者における雇用の維持と事業の継続を図るために、新型コロナウイルス感染症対応資金の創設等の取組を進めているが、今回、その影響を受けやすい小規模事業者を対象に給付金を臨時に支給する。
具体的な支援内容	<p>新型コロナウイルスの影響により、テレワーク環境を新規導入、拡張する市内中小企業者に対し、テレワーク環境整備に係る設備導入、初期設定等に必要となるコンサルティング費用の一部を助成する。</p> <p>(1) 設備導入費 パソコン、ルーター、WEB会議用カメラ等の機器、WEB会議やセキュリティ等のソフトウェアの購入費用</p> <p>(2) コンサルティング費 環境構築のためのコンサルティング、機器・ソフトウェア導入時の設置・設定、操作説明等のサポートに要する費用</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、市内商業者は大きな影響を受けていることから、市内地域の消費拡大及び疲弊している商業者を応援するため、市独自のプレミアム付商品券を発行する。</p> <p>事業概要は以下の通り</p> <p>(1) 発行総額：113.1億円 (1冊13,000円×発行87万冊)</p> <p>(2) 発行券種：1,000円券×13枚 (額面総額13,000円)</p> <p>(3) 販売条件：1冊10,000円で販売</p>	<p>外出自粛に伴い売上が減少している飲食店や小売店、サービス提供事業者などを対象に、テイクアウトやデリバリーなどによる販売方法、ネット経由のサービス提供への参入支援として、次の(1)から(3)を行う。</p> <p>(1) 新たなサービス提供に参入した中小企業の個店に対して経費の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウトやデリバリー ・インターネットを利用した新サービス <p>(2) テイクアウト等に取り組んでいる飲食店を応援する商店街の活動に対して経費の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店マップ ・PRポスター ・HP制作 ・割引チケット作成 などの情報発信事業 <p>(3) 事業者をPRするための広報 等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウト利用可能店舗等紹介サイト ・広告掲載 など 	<p>1、内容 給付対象の要件に該当する事業者に対し、一律10万円の支給</p> <p>2、対象 小規模企業の定義（製造業その他従業者20人以下、商業サービス業5人以下）をもとに、小規模企業者に該当する規模以下の小規模事業者（小規模企業・個人事業者等）を対象とし、このうち、売上が前年同月比で3割から5割減少している事業者</p>
対応状況・今後の予定	<p>6月 補正予算の提出を予定 以降、可及的速やかに、公募開始</p> <p>※申請書は郵送申請で対応 経費は4月1日以降の支出であれば遡及可</p>	<p>5月 臨時会で補正予算議決 以降、可及的速やかに事業実施</p>	<p>6月 補正予算の提出を予定 以降、可及的速やかに、公募開始</p> <p>※申請書は郵送申請で対応 経費は4月1日以降の支出であれば遡及可</p>	<p>6月 補正予算の提出を予定 以降、可及的速やかに、支援金の振込等を行う</p>

中小企業等の資金繰りの円滑化について

資料3

1 これまでの経過

- 令和2年1月30日 「経営相談窓口」を設置
川崎市経済労働局金融課、中小企業溝口事務所、川崎市信用保証協会、川崎市中小企業サポートセンターにおいて、「経営相談窓口」を設置
- 令和2年3月2日 災害対策資金「セーフティネット保証4号」の拡充
融資限度額を8千万円から2億8千万円に拡充
融資利率を融資期間により△0.1%から△0.8%の引下げ
信用保証料率を市が全額補助し、信用保証料の本人負担ゼロ
- 令和2年3月13日 危機対策資金の拡充
国の緊急対応策第2弾の決定を受け、危機関連保証制度に基づく認定受付を開始

	危機関連保証	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号
利用できる方	1か月の売上高等が前年同月比 <u>15%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 <u>15%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者等の方	1か月の売上高等が前年同月比 <u>20%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 <u>20%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者等の方	1か月の売上高等が前年同月比 <u>5%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 <u>5%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者等の方 (6月30日まで)
融資限度額	2億8,000万円		8,000万円
融資期間	運転・設備資金:10年以内(据置1年以内を含む。) (危機対策資金は据置2年以内を含む。)		
融資利率	1年以内 年0.9%以内 3年以内 年1.2%以内 5年以内 年1.4%以内 5年超 年1.6%以内	年1.7%以内	
信用保証料率(市助成後)	年:0.0% 市が全額補助	年:0.0% 市が全額補助	市が1/2補助後 年:0.383%~0.450%
必要書類	川崎市の認定書		

- 令和2年5月15日 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設
(実質無利子・無担保)

2 相談窓口寄せられた中小企業の主な声

- 「経営相談窓口」設置(1月30日)から5月20日までの相談件数 累計6,502件
 - 幅広い業種・業態から様々な資金調達に関する相談を受けている。
 - サービス業・建設業・飲食業などから売上の大幅な減少を起因とする資金繰りの悪化に関する声が多数寄せられている。

3 認定事務の迅速化に向けた相談体制の強化

1. 認定窓口の体制強化

	通常時	4月上旬~	5月上旬~
金融課	3名	5名	5名
中小企業溝口事務所	3名	4名	5名
合計	6名	9名	10名

2. 相談・認定窓口の拡充

(1) 金融課

- 4月7日 産業振興会館5階に新たに相談・認定窓口(59.75㎡)を設置
- 5月14日 産業振興会館12階に移設し、更なるスペース(376㎡)の確保

(2) 中小企業溝口事務所

- 4月21日 川崎市生活文化会館に新たに相談・認定窓口(119㎡)を設置

3. ゴールデンウィーク期間中の臨時相談窓口の開設(5月4日~6日)

4. その他

- (1)セーフティネット保証等の認定に必要な書類の簡素化(5月上旬~)
- (2)民間金融機関による認定事務のワンストップ化(5月上旬~)

4 更なる資金繰りの円滑化「新型コロナウイルス感染症対応資金」創設

- 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者
(セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象)
(補正予算額約14億円)

対象者	売上減	
個人事業主(事業性のあるフリーランスを含む、小規模に限る)	売上高等前年同月比▲5%	保証料ゼロ 無利子(当初3年)
中小・小規模事業者	売上高等前年同月比▲5%	保証料1/2
	売上高等前年同月比▲15%	保証料ゼロ 無利子(当初3年)

※融資上限額3,000万、利子補給期間は当初3年間、無担保、据置期間5年以内

- 金融機関融資枠の増額 375億円分増額(補正予算額150億円)
- 信用保証料補助の増額(補正予算額 約11.4億円)

「川崎じもと応援券」の概要

1 概要

プレミアム率を30%とし、1冊13,000円分の商品券を10,000円で発売する。

項目	概要
(1) 商品券名称	川崎じもと応援券
(2) 購入上限数	一人5冊まで（額面総額65,000円分の商品券）
(3) 購入対象者	市内在住、在勤及び在学の方
(4) 発行予定冊数	87万冊
(5) 発行総額	約113億円
(6) 販売時期	新型コロナウイルス感染症の状況を見定めつつ、可能な限り早期に販売
(7) 販売方法	市内店舗等で窓口販売を予定
(8) 利用可能店舗	商店街を中心に、小売業、宿泊業、飲食店、生活関連サービス等の業種で市内中小企業・小規模事業者及び個人事業主（別途利用可能店舗を募集する予定）

2 スケジュール（予定）

利用可能店舗募集	令和2年6月～7月（一次締切）、以降も随時募集
販売期間	令和2年7月頃～令和2年12月31日
利用期間	令和2年7月頃～令和3年1月31日

※販売期間及び利用期間については、現時点での予定であり、新型コロナウイルス感染症の状況により変更する可能性がある。

3 実施内容（委託業務により実施※公募型プロポーザル）

(1) 委託業務内容

- ア 応援券作成・配送業務
- イ コールセンター運營業務
- ウ ホームページ開設・運營業務
- エ 販売窓口設置業務
- オ 利用可能店舗募集・管理業務
- カ 換金業務
- キ 広報業務

※上記のほか、販売窓口の混雑緩和対策、効率的な換金方法、利用可能店舗の確保、応援券の利用促進等について、企画提案に盛り込む。

(2) 委託業者選定日程

- 令和2年5月18日 企画提案募集公告
- 令和2年5月27日 企画提案審査

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少する 小規模事業者に対する給付金の制度概要（案）

1 制度の趣旨

新型コロナウイルス感染症により、飲食、サービス等を中心に、市内事業者は大きな影響を受けている。本市では、事業者における雇用の維持と事業の継続を図るために、新型コロナウイルス感染症対応資金の創設等の取組を進めているが、今回、その影響を受けやすい小規模事業者を対象に給付金を臨時に支給する。

2 給付額

給付対象の要件に該当する事業者に対し一律 10 万円

3 給付対象者

小規模企業者の定義（製造業その他従業者 20 人以下、商業サービス業 5 人以下）をもとに、小規模企業者に該当する規模以下の小規模事業者（小規模企業・個人事業者等）を対象とし、このうち、売上が前年同月比で 3 割から 5 割減少している事業者。

※国の持続化給付金は資本金 10 億円未満の中小法人・個人事業者等が対象

※給付対象外（国と同様の基準）

性風俗関連特殊営業、性風俗に係る接客業務受託営業、宗教上の組織若しくは団体、その他支給が適当でないと市長が認める者

4 売上減の対象となる期間

令和 2 年 1 月から申請前月までのうち、売上減となるひと月を事業者が選択（国持続化給付金と同様）

5 実施期間

早期給付へのニーズを想定し、短期的な実施とする。

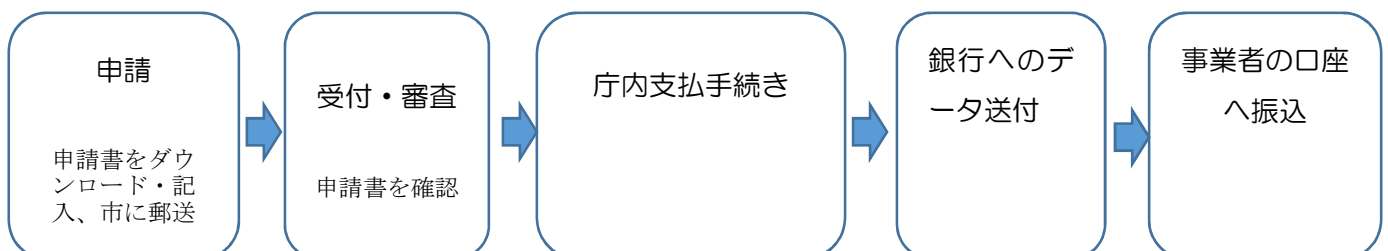
申請期限：令和 2 年 8 月末までの約 3 カ月間を想定

6 申請方法

市ホームページに申請書の様式を掲載、申請書をダウンロードしていただき、添付書類とともに紙ベースで申請書を市に郵送する方式を想定

※立上げ当初のスピード感を重視し、紙申請によるものとする。

7 給付金の支払いの流れ（※当面の間は市職員が対応し、申請状況を踏まえて委託する予定）



市内経済の状況について

1 景気動向全体

内閣府「月例経済報告」

4月23日に発表された「月例経済報告」では、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある。

先行きについては、感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれる。また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。

2 市内経済の状況・動向

(1) 資金繰りの状況について

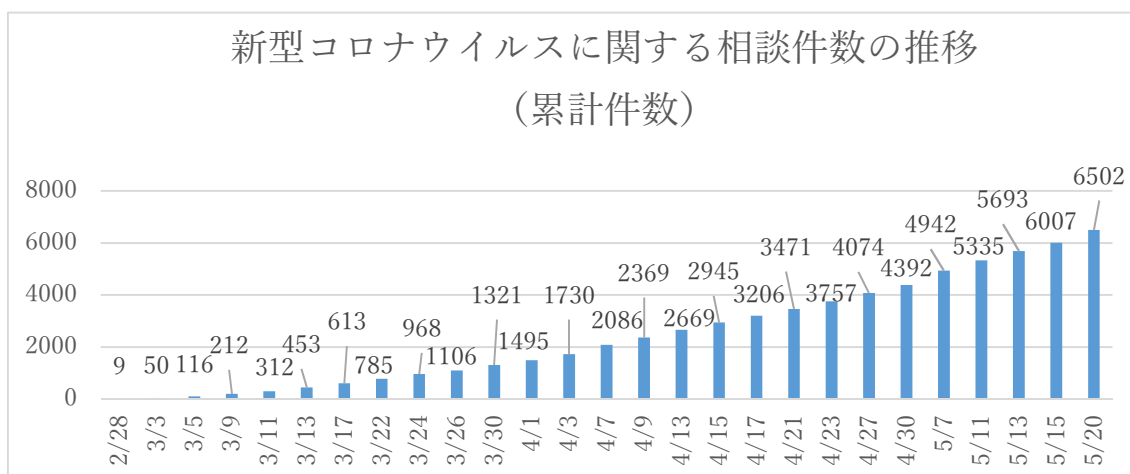
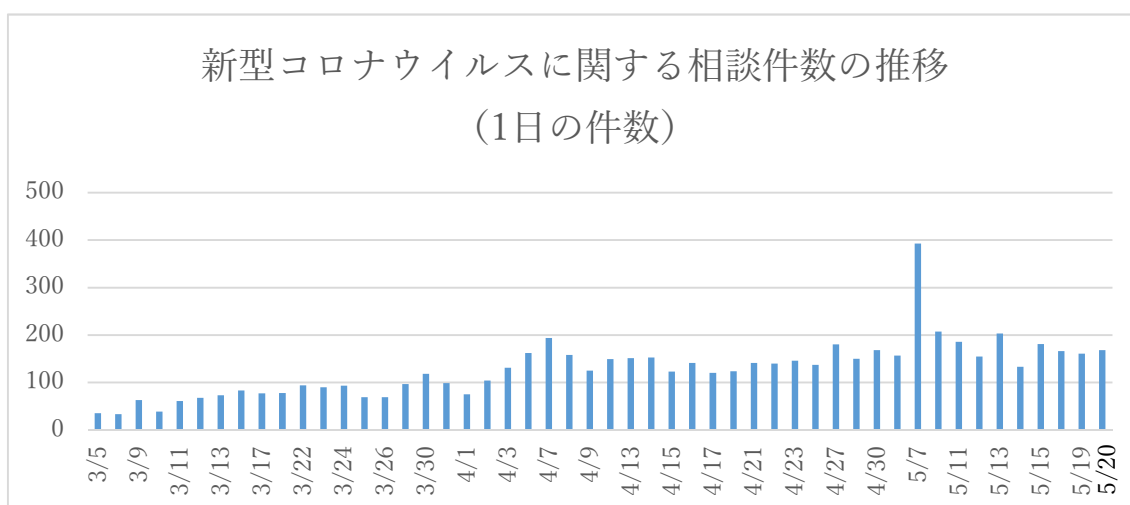
市金融課（溝口事務所を含む。）市信用保証協会、中小企業サポートセンターには、市内中小企業等からの資金繰りの相談や制度融資の申込み等が殺到しており、融資を中心とした相談件数は、5月20日現在で6,502件となっており、制度融資の申込みのためのセーフティネット保証等の認定件数については、現在までに2,703件となっている。

・金融課の相談・保証等認定件数（5月20日現在）

相談件数	保証等認定件数
6,502件(前日比+168件)	2,703件(前日比+100件)

金融課、溝口事務所、信用保証協会、中小企業サポートセンターにおける相談受付件数
 （2月4日から累計、相談開始は1月30日）

金融課、溝口事務所におけるセーフティネット保証等の認定件数
 （3月3日から累計、認定開始は3月2日）



（5月20日現在 金融課作成）

また、信用保証協会が市内企業からの申し出により保証を承諾した承諾件数は、5月20日現在で1,109件、金額は270億9,085万円となっており、業種別状況（内訳）としては、5月15日現在で上位からサービス業（全体の22.9%）、建設業（全体の20.5%）、飲食業（全体の15.8%）となっている。

・信用保証協会の保証承諾件数（5月20日現在）

	件数	金額
危機関連保証 セーフティ4号・5号	759件	214億6,080万円
※新制度	350件	56億3,005万円
合計	1,109件 (前日比+55件)	270億9,085万円 (前日比+11億2,050万円)

信用保証協会が市内企業からの申し出により保証を承諾した件数

(3月12日から累計)

※5月15日から開始した無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症対応資金」

・保証承諾の業種別状況（5月15日現在）

(単位 件、%)

業種	保証承諾件数	全体に占める割合
サービス業	218	<u>22.9%</u>
建設業	195	<u>20.5%</u>
飲食業	150	<u>15.8%</u>
製造業	128	13.5%
卸売業	111	11.7%
小売業	85	8.9%
不動産業	34	3.6%
運送倉庫業	24	2.5%
その他	6	0.6%
合計	951	100.0%

(比率は少数点以下第2位で四捨五入)

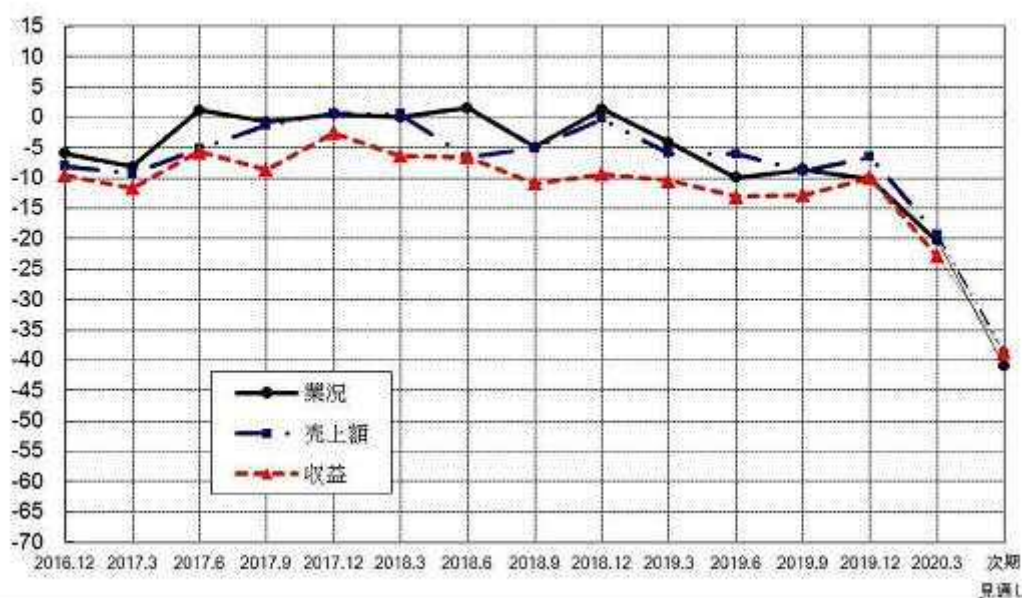
(2) 景況感について

川崎信用金庫「中小企業動向調査（2020年1-3月期）」（3月上旬調査、3月30日発表）では、川崎市内中小企業の景況感を総合的に示す業況DI（業況判断指数）は、前期比10.1ポイント減の△20.3と大幅な後退を示した。

概況／業況DI 最新と見通し

業種	2018年				2019年				2020年		見通し		前期比増減	
	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	1-3	4-6	1-3	4-6	1-3	4-6	
全 体	1.4	△ 4.1	△ 9.9	△ 8.6	△ 10.2	△ 20.3	△ 40.9	△ 10.1	△ 20.6	△ 7.7	△ 23.5	△ 23.4	△ 21.7	
製 造 業	11.4	△ 13.9	△ 19.9	△ 23.6	△ 23.0	△ 30.7	△ 54.2	△ 23.4	△ 21.7	8.7	△ 23.2	△ 11.2	△ 34.3	
卸 売 業	11.1	△ 5.6	△ 13.9	8.1	△ 12.9	△ 36.3	△ 58.0	△ 11.2	△ 34.3	15.0	△ 15.4	△ 57.9	△ 8.5	
小 売 業	△ 15.9	△ 13.8	△ 11.4	△ 17.0	△ 34.6	△ 25.9	△ 49.1	△ 15.2	△ 15.0	△ 57.9	△ 8.5	△ 15.2	△ 15.0	
建 設 業	5.2	17.4	1.6	25.5	28.3	17.1	△ 17.2							
不 動 産 業	△ 13.7	1.6	△ 12.1	△ 19.6	△ 25.5	△ 10.5	△ 25.9							
運 輸 業	0.0	△ 5.9	5.4	7.1	20.7	△ 37.2	△ 45.7							
サ ー ビ ス 業	1.8	△ 4.0	△ 7.8	△ 8.2	△ 7.2	△ 22.4	△ 37.4							

DIの推移



(出所：川崎信用金庫「中小企業動向調査」)

(3) 雇用の動向について

神奈川県労働局「有効求人倍率」(月末調査、毎月1日発表(2か月前時点の情報、川崎・川崎北公共職業安定所管内)は以下のとおり。

・有効求人倍率の推移(川崎市)

(単位 人・倍)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効求人数	16,405	17,311	16,570	15,602	15,952	15,957
有効求職者数	17,757	17,083	16,078	16,539	16,664	17,050
有効求人倍率	0.92	1.01	1.03	0.94	0.96	0.94

(出所：川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」)